

航空自衛隊航空救難団秋田救難隊

(仮称)の設置運用に関する協定

航空自衛隊航空救難団秋田救難隊(仮称)(以下「秋田救難隊」と称する。)の設置運用及び秋田救難隊の秋田空港使用に関し、秋田県知事と防衛事務次官は、次のとおり協定を締結する。

第1 防衛庁は、所定の手続を経て、秋田空港に秋田救難隊を設置するものとし、秋田県はこれに協力するものとする。

2 秋田救難隊は、救難専門の隊とする。

3 秋田救難隊の設置場所は、別図に示す区域とする。

第2 防衛庁は、秋田救難隊の秋田空港使用に当たり、民間空港としての機能に支障を与えないようになるとともに、この協定に定めるほか秋田空港管理条例(昭和56年3月27日秋田県条例第13号)を遵守するものとする。

第3 防衛庁が秋田救難隊に配備する航空機は、

救難用航空機に限るものとし、人員及び
装備は、救難業務遂行上必要な範囲とす
る。

第4 防衛庁は、秋田空港に戦闘機を配備しな
いものとし、また、同空港を戦闘機の訓
練にも使用しないものとする。

第5 防衛庁は、飛行訓練に際して、秋田空港
周辺の生活環境を保全する見地から、早
朝・深夜及び住宅密集地域上空を避ける
等、飛行時間帯、飛行方法等に十分配慮
するものとする。

第6 この協定の改廃及び協定に明示されてい
ない事項又は疑義が生じた事項については、
必要に応じ別途協議の上決定するも
のとする。

上記協定を証するため本協定書を2通作成し、
記名捺印の上秋田県知事と防衛事務次官が各1
通保有する。

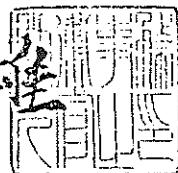
昭和 59 年 10 月 11 日

秋田県知事

佐久喜木久治

防衛事務次官

畠 目 靖 雄



立会人 雄和町長

工藤 清一郎



秋田救難隊配置図

S = 1 : 10,000

